茨木市環境基本計画 (平成16年3月策定) 取組状況まとめ

平成26年(2014年) 3 月 茨木市



0	茨木市環境基本計画の概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
0	良好な地域環境の確保 ・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
0	人と自然との共生 ・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
0	循環型社会の構築 ・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
0	地球環境の保全 ・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
0	市・市民・事業者の協働・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6

(仮称) 第2次茨木市環境基本計画策定にあたり、茨木市環境基本計 画(平成16年3月策定)に記載している施策の推進状況を把握しま した。これを「良好な地域環境の確保」、「人と自然との共生」、「循環 型社会の構築」、「地球環境の保全」、「市・市民・事業者の協働」の5 つの計画の目標ごとに整理を行いました。

僕たちが、取組状況の 解説をするよ!

生まれ: 茨木市役所

趣味:節約

胸のハートマークは、茨木市の環境を 愛してやまない 多るのの純粋な

茨木市の市章がハト から考えられました。

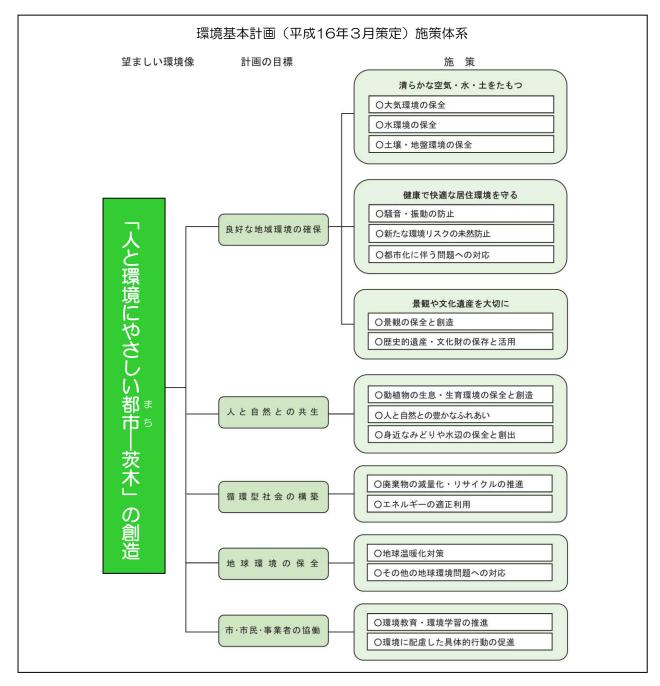
趣味:分別

生まれ:茨木市の山中

茨木市環境基本計画(平成16年3月策定)について

1. 茨木市環境基本計画の概要

- ・平成15年3月に環境の保全と創造について基本理念を定め、環境施策を総合的、計画的に推進する ため、「茨木市環境基本条例」を制定。
- 茨木市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策大綱として、平成16年3月に「**茨木市環境基本計画」を策定。**
- ・計画期間は平成16年度から12年間(目標年次:平成27年度)
- •「人と環境にやさしい都市-茨木」をめざすべき環境像と定め、市・市民・事業者の役割を明確にし、 環境施策を総合的、計画的に推進。
- 環境像の実現に向け、「良好な地域環境の確保」「人と自然との共生」「循環型社会の構築」「地球環境の保全」「市・市民・事業者の協働」の5つの目標を設定し、施策展開を図る。



★現 状★

- ・大気、水 (河川、地下水) については概ね環境基準を達成し、健康被害や環境への大きな被害は発生していない。
- ・騒音については、道路に面する地域、道路に面しない地域のそれぞれにおいて、概ね環境基準を達成している。
- ・市内の工場・事業所に対し、法令等に基づく届出の受理、立入検査等を行い、公害の発生は防止されている。
- ・平成 21 (2009) 年に「茨木市生活環境の保全に関する条例」を施行し、ライフサイエンス系施設との環境保全協定締結及び立入調査等を実施している。
- ・平成 24 (2012) 年1月に大阪府からPRTR (化学物質排出 移動量届出) 制度に関する事務権限が移譲される。
- ・近年、ヒートアイランド現象が顕著となり、その対策として、市 民・事業者・市がみどりのカーテンの取り組みを実施。
- ・平成 24 (2012) 年に景観計画を策定し、計画に基づき景観政 (2015) 策を進めるため「茨木市景観条例」を施行しました。 塚14
- ・茨木市文化財保護条例に基づき、文化財の調査・保全・PR等を 実施。

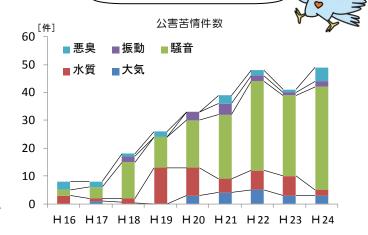
ほとんどの環境基準は達成しているから、良 好な地域環境を確保できたといえるね!



(1950年)

★課 題★ 騒音の苦情が増加しているね

- 好な地域環境を確保できたといえ
- ・公害苦情件数のうち、騒音については増加傾向に ある。その内訳は工場等を発生源とした「産業型 の騒音」が減少し、建物の建設・解体工事を発生 源とした騒音が増加している。
- ・ライフサイエンス系施設の設備や事業所における 化学物質の使用については、適正な管理運営が必 要
- ・ヒートアイランド現象が顕著であり、引き続き対 策が必要。
- ・身近な生活環境では、都市生活型の問題(路上喫煙や犬・猫のふん)の問題に関する苦情が増加している。



現行環境基本計画		新環境基本計画							
(1)清らか	○大気環境の保全	・継続							
な空気・	○水環境の保全	・継続							
水・土をた もつ	○土壌・地盤環境の保全	・「土壌環境の保全」として継続 ※地盤に関して市としての取り組み項目がないため							
(0) 75.5	○騒音・振動の防止	・継続							
(2)健康で 快適な居	○新たな環境リスクの未然防止	・継続							
住環境を守る	○都市化に伴う問題への対応	・ヒートアイランド対策については、みどりの観点から「都市 とみどりの共存」に移行 ・その他の部分は「快適環境の保全」として継続							
(3)景観や	○景観の保全と創造	・「都市美化」に関する項目は「快適環境の保全」として継続 ・「景観」に関する項目は「景観計画」へ移行							
文 化 遺 産を大切に	○歴史的遺産・文化財の保存と 活用	・歴史的景観に関する内容は、「景観計画」へ移行 ・文化財の動植物に関する内容は、生物多様性部分に記載 ・その他の部分は、環境を取り巻く社会情勢の変化により、新 計画には記載しない							

人と自然との共生

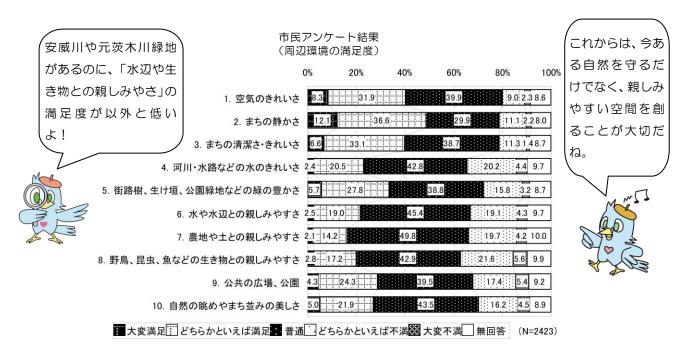
★現 状★

- ・本市は、大きく分けて北部地域、丘陵地域、中心地域、南部地域に分けられる。
- ・北部地域では、森林保全ボランティアを中心に里山保全活動が進んでいる。
- ・地域によっては生きものを知ってもらう機会づくりなど、生物多様性 の保全に関する取り組みが始まっている。
- ・市街地では公園整備が進み、1人あたりの公園面積は増加傾向にある。
- ・市内の緑化については、緑の基本計画を平成 12 (2000) 年に策定 し、取り組みを進めている。
- ・平成22(2010)年10月に愛知県にて開催されたCOP10(生物 4 多様性条約第10回締約国会議)では、平成23(2011)年から平成32(2020)年までの「都市と地方自治体の生物多様性に関する行動35計画」が承認。この行動計画では、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるにあたっての地方自治体の役割などが示される。



★課 題★

- ・農林業従事者の高齢化等による担い手不足により、放置森林の増加が懸念される。
- ・生物多様性について、市の専門となる部署がないため、横断的に対応できる仕組みづくりが必要。
- ・市民アンケートでは「水や水辺、生きものとの親しみやすさ」への満足度が、他の周辺環境の満足度と比べて低いことから、地域の自然環境とのふれあいの場や、地域の動植物の生息環境等に触れる取り組みが重要

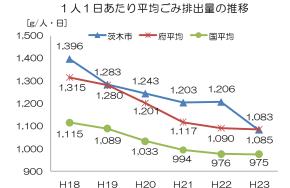


現行環境基本計画	新環境基本計画							
○動植物の生息・生育環境の保全と創造	・「生物多様性」や茨木市のみどりの特徴である「まちの							
〇人と自然との豊かなふれあい	緑」「農地」「里山」の保全、創造、活用の視点から記載							
○身近なみどりや水辺の保全の創出	・みどりについては、大枠を掲載し、詳細な取組みについ ては「緑の基本計画」へ							

循環型社会の構築

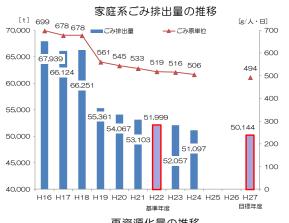
★現 状★

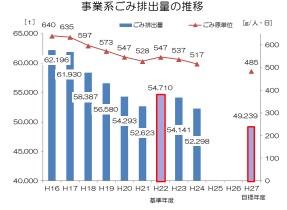
- ・本市のごみ排出量は減少傾向。
- ・再資源化量は平成 21 (2009) 年度に減少したが、ほぼ 横ばい。
- ・家庭系ごみの減量については、平成 19 (2007) 年度から「ごみ袋の透明化」「資源物(缶・びん・ペットボトル) の品目別収集」「古紙類の収集」を実施。
- ・事業系ごみについては、多量排出事業者に一般廃棄物減量 計画書の作成・提出等を義務づけている。
- ・大阪府中央卸売市場や食品流通センターがあるため、事業 系ごみ排出量は高い水準にある。

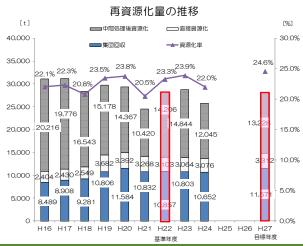


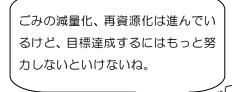
★課 題★

- ・ごみ減量が進んでいるが、一般廃棄物処理基本計画での目標(基準:平成22(2010)年度、目標:平成27 (2015)年度)達成に向けて、さらなるごみ減量化・再資源化が求められる。
- ・このため、事業者とのパートナーシップによる減量化・再資源化推進策の検討、ごみ減量の啓発などの取り組みが重要。
- ・平成 25 (2013) 年 4 月に小型家電リサイクル法が施行されたことなどから、さらなる分別区分の検討が必要。







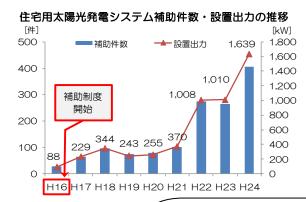


現行環境基本計画	新環境基本計画							
〇廃棄物の減量化・リサイクルの推進	・さらなるごみの減量化・再資源化を進める必要があるため拡充							
○エネルギーの適正利用	・「地球温暖化対策」に関する項目に集約し、継続する							

地球環境の保全

★現 状★

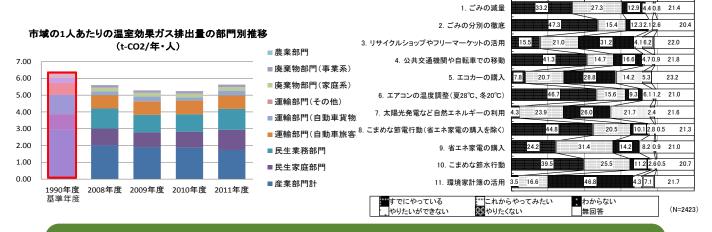
- ・平成24(2012)年3月に茨木市地球温暖化対策実行計画を策定。市全域における、市民一人あたりの温室効果ガス排出量は減少傾向。部門別では、産業部門は約4割削減しているが、民生家庭部門、運輸部門(自動車旅客)は増加。
- ・公共施設等では、「グリーン調達方針」や「公共工事における環境配慮手順書」など、「エコオフィスプランいばらき」に基づく取り組みを実践し、温室効果ガス排出量は約4%の削減(平成19(2007)年度比)。また、公共施設、駐車場、街路灯へのLED照明の導入、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、低燃費自動車の導入にも取り組む。
- ・市民向けには、平成 16(2004)年度から太陽光発電システム設置補助制度を、平成 24(2012)年度から は高効率給湯器等設置補助制度を開始し、申請件数が、ここ数年は特に増加。
- ・事業所向けには、平成 22 (2010) 年度から地球温暖 化防止設備導入補助制度(※平成 24 (2012) 年度か らは省エネ・省CO2設備導入補助制度)を開始し、 太陽光発電システムやLED照明等の普及を促進。
- ・酸性雨については、自動車排ガス及び事業所等の大気 環境保全対策を進め、原因物質である窒素酸化物や二 酸化硫黄の排出を抑制。
- ・オゾン層の保護については、公共施設のエアコン等の フロンガスを適正処理するとともに、市民へのエアコ ン・冷蔵庫の適正な廃棄方法等の周知を実施。



家電製品の種類・数が増えるに つれて、家庭から排出される温 室効果ガスも増えているよ。

★課 題★

- ・市全域の温室効果ガス排出量のうち、増加傾向にある民生家庭部門・運輸部門(自動車旅客)の対策が必要。
- ・各主体(市民・事業者・市)が連携した取り組みが進むためのきっかけづくりの検討が必要。
- ・引き続き、公共施設等への効果的な再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入が必要。
- ・今後、大規模開発等が想定されることから、低炭素建築物の推進や地域レベルでの対策が課題。



現行環境基本計画	新環境基本計画						
〇地球温暖化対策	・さらなる地球温暖化対策を進める必要があるため拡充						
〇その他の地球環境問題への対応	・「大気環境の保全」に関する項目に集約し継続する						

★現 状★

[人]

6,000

5.000

4,000

3,000

2,000

1,000

環境フェア参加者数推移

4,400

環境フェアの参加者数も

年々増えているね♪

H18 H19 H20 H21 H22

3,900

5,300

5,200

4,600

H23

┷━参加者数

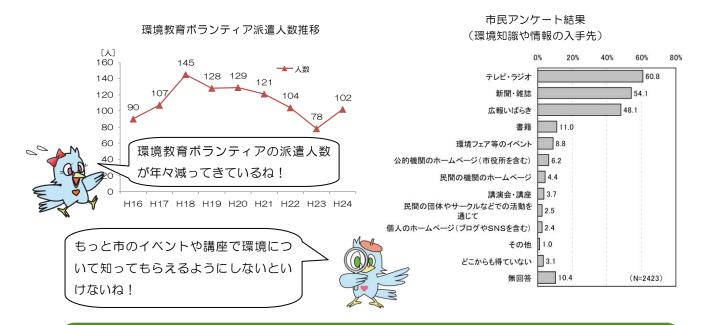
4,000 4,100 4,300

H16 H17

- ・平成 13 (2001) 年度から環境教育ボランティア による環境教育支援(環境問題に関する学習会、 研修会、観察会等の開催を求める市民に対する技 術的支援等)を実施。
- ・広く市民等に本市の環境の現状や対策などの啓発 を行う「いばらき環境フェア」を、市民団体や事 業者等と連携しながら実施。
- ・いばらき環境家計簿を発行し、市民団体と協働で 普及啓発を実施。
- ・普及啓発冊子(いばらきの環境等)を発行。
- ・みどりのカーテンの取り組みについては、公共施設だけでなく、市民・事業者もモニターとして参加。
- ・環境市民講座、幼児環境教育講座を実施。
- ・地域の環境活動として、花と緑の街角づくり推進事業や清掃活動等を実施。

★課 題★

- ・環境教育ボランティア講座による内容は成人対象のものが多いため、小・中学生対象の講座の検討が必要。
- ・市民アンケート結果から、環境知識や情報の入手先の多くはテレビ・新聞等となっており、より多くの市民が参加する市民講座の実施方法等の検討が必要。
- ・美化活動等の地域の環境活動については、身近な生活環境の向上のため、継続して取り組むことが必要。



現行環境基本計画	新環境基本計画
○環境教育・環境学習の推進	・各分野に関係するテーマであることから、柱立てをせず、
○環境に配慮した具体的行動の促進	中心となる取り組みとして、各分野の項目に反映